

4 屋外広告物に関する行為の制限（法第8条第2項第4号イ）

屋外広告物は、景観形成上、重要な要素であるため、重点届出区域において、景観法第8条第2項第4号イの「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めるほか、屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物についても、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれのある行為として都市景観条例の届出の対象とし、重点的な景観形成を図ります。

なお、まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区）については、「御堂筋デザインガイドライン」によるものとします。

（1）屋外広告物に関する基本方針

屋外広告物は、まちの情報を広く提供し、経済活動の円滑化に不可欠なものである一方、都市景観に影響を与える重要な要素でもあります。無秩序な状態で氾濫すると、街の美観や自然の風致を損なうことにもなりかねません。逆にデザインの的に配慮された広告物を計画的に配置することにより、風格の創出だけでなく、秩序あるにぎわい景観を生み出すこと等も可能です。

そこで、屋外広告物が、重点届出区域のそれぞれの地区の方針を踏まえ、良好な景観を形成していく上で重要な役割を果たすべく、以下の考え方に基づいた屋外広告物の設置等に関する基準を定め、風格の創出やにぎわい形成など、地域固有の特性に応じた都市景観を形成していくことを推進していきます。

【景観誘導の考え方】

○良好なまちなみの形成に資するものとなるようデザイン性の高いものを誘導

- ・特に、周辺景観への影響の大きい高層部に設置される屋上広告物は、周辺との調和に配慮した形態意匠を誘導する。
- ・周辺景観への影響の大きい中高層部に設置される壁面広告物や突出広告物は、にぎわい形成に資する低層部への設置を誘導する。
- ・地域の特性を踏まえ、風格の創出やまちの活性化等を意識し、さらにきめ細やかな景観コントロールを行う。

【屋外広告物に関する景観誘導のイメージ】



(2) 事前協議等の対象となる行為、範囲及び種類

- ・屋外広告物の事前協議、許可申請及び届出の対象となる行為は次のとおりです。

【都市景観条例に基づく事前協議】

重点届出区域内での新設又は変更（意匠のみの変更を含む。）

【屋外広告物条例に基づく許可申請（新規及び変更）】

屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の規定によるもの

【都市景観条例に基づく届出】

重点届出区域内での新設又は変更（意匠のみの変更を含む。）のうち、屋外広告物条例に基づく許可申請（新規及び変更）以外のもの

- ・重点届出区域の各地区の対象範囲は次のとおりです。

【御堂筋地区・堺筋地区・四つ橋筋地区・なにわ筋地区・国道2号地区】

当該街路に面する敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。

ただし、当該街路から視認できないものを除きます。

【土佐堀通地区】

当該街路に面する敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。

ただし、当該街路の南側敷地内の、当該街路から視認できないものを除きます。

【中之島地区】

当該地区内の敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。

・対象となる屋外広告物の種類

種 類	備 考
屋上広告物	屋上広告塔、屋上広告板、その他これらに類するもの
壁面広告物	壁面広告板、広告幕、ガラス面に貼付するもの、 はり紙、その他これらに類するもの
地上広告物	地上広告塔、地上広告板、立看板、その他これらに類するもの
突出広告物	突出看板、バナー広告、その他これらに類するもの

・対象とならない屋外広告物の種類（設置不可）

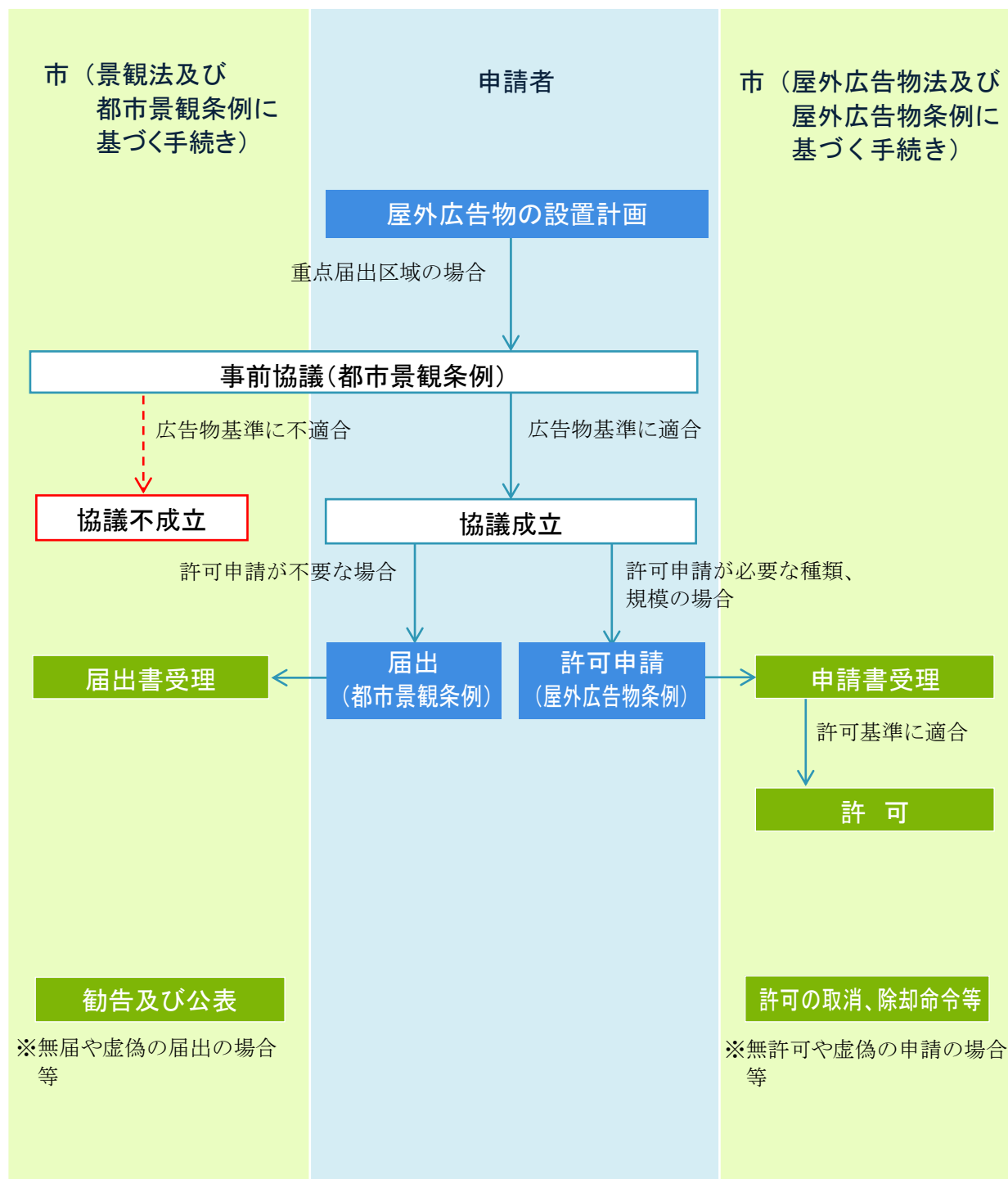
種 類	備 考
地上広告物	広告旗（のぼり）
その他	アドバルーン

※上記定めがないものは個別協議を行う。

（３）屋外広告物の許可申請・届出までの流れ

重点届出区域内においては、屋外広告物条例に基づく許可申請及び都市景観条例に基づく届出の前の段階で、屋外広告物の意匠、設置位置、及び大きさ等に関する事前協議を行います。

申請又は届出内容が広告物基準に適合しない場合は、勧告及び公表等の対象となります。



(4) 広告物基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針に沿った計画とする。

1) 御堂筋地区

	大阪駅前～土佐堀通	長堀通以南
意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、風格ある御堂筋沿道にふさわしい落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。	
屋上広告物	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。
	・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	
壁面広告物	・中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名	—

	称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ 10m を超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。	
壁面広告物	建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、外壁面積の 10 分の 1 以内とする。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、建築物の高さが 10m 以下の部分へはその部分の外壁面積の 10 分の 1 以内、建築物の高さが 10m を超える部分へはその部分の外壁面積の 10 分の 1 以内とする。	建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、建築物の高さが 10m 以下の部分へはその部分の外壁面積の 3 分の 1 以内、建築物の高さが 10m を超える部分へはその部分の外壁面積の 10 分の 1 以内とする。ただし、建築物の高さが 10m 以下の部分への設置については、特に秩序ある配置、デザインとするよう努める。
	- 建築物の間口が 80m を超える建築物については、建築物の間口が 80m を超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 - 外壁面からの出幅は、30 cm 以内とする。	
地上広告物	- 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m 以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m 以内とする。 - 表示面積は、1 面につき 5 m²以内とする。 - 表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が 1,000 m²を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内とすることができる。 - 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 - 通行の妨げにならないものとする。	
突出広告物	- 歩道への突出幅は、1 m 以内とする。 - 歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m 以上とする。ただし、歩道への突出幅が 0.8m 以内のものにあっては、2.5m 以上とすることができる。 - 複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。	
その他	- 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 - 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 - ガラス面については、建築物の高さが 10m 以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。	

(留意事項)

- 他の重点届出区域、広告物景観形成地区又は屋外広告物ガイドプラン指定地区と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。ただし、屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区と重複する敷地については、当該街路に面する面は重点届出区域の基準を、道頓堀川又は道頓堀通に面する面は屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区の基準を優先する。
- 屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

2) 堺筋地区

	土佐堀通～長堀通	長堀通以南
意匠等 【共通(その他を除く。)]	- 地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 - 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 - 壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 - 照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 - 広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。	
屋上広告物	- 表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。 - 文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 - 広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 - 照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	
壁面広告物	建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。	建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の3分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。ただし、建築物の高さが10m以下の部分への設置については、特に秩序ある配置、デザインとするよう努める。
	- 建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 - 外壁面からの出幅は、30cm以内とする。	
地上広告物	地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。	

	・表示面積は、1面につき5㎡以内とする。 ・表示面積の合計は、10㎡以内とする。ただし、敷地面積が1,000㎡を超える場合は、敷地面積の100分の1以内とすることができる。 ・道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	・歩道への突出幅は、歩道幅4m以上の場合1.2m以内、歩道幅4m未満の場合0.8m以内とする。 ・歩道に突出する部分の下端の高さは、3m以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅4m以上では0.9m以内、歩道幅4m未満では0.6m以内のものにあつては、2.5m以上とすることができる。 ・複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	・点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域、広告物景観形成地区又は屋外広告物ガイドプラン指定地区と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。ただし、屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区と重複する敷地については、当該街路に面する面は重点届出区域の基準を、道頓堀川又は道頓堀通に面する面は屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区の基準を優先する。
- ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

3) 四つ橋筋地区

意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
屋上広告物	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
壁面広告物	・中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。 ・建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 ・外壁面からの出幅は、30cm以内とする。

地上広告物	・ 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・ 表示面積は、1 面につき 5 m²以内とする。 ・ 表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が 1,000 m²を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内とすることができる。 ・ 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・ 通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	・ 歩道への突出幅は、歩道幅 4 m 以上の場合 1.2m 以内、歩道幅 4 m 未満の場合 0.8m 以内とする。 ・ 歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m 以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅 4 m 以上では 0.9m 以内、歩道幅 4 m 未満では 0.6m 以内のものにあつては、2.5m 以上とすることができる。 ・ 複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	・ 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ ガラス面については、建築物の高さが 10m 以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・ 他の重点届出区域又は屋外広告物ガイドプラン指定地区と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。ただし、屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区と重複する敷地については、当該街路に面する面は重点届出区域の基準を、道頓堀川に面する面は屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区の基準を優先する。
- ・ 屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

4) なにわ筋地区

意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
屋上広告物	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
壁面広告物	・中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。 ・建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 ・外壁面からの出幅は、30cm以内とする。

地上広告物	・ 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・ 表示面積は、1 面につき 5 m²以内とする。 ・ 表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が 1,000 m²を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内とすることができる。 ・ 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・ 通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	・ 歩道への突出幅は、歩道幅 4 m 以上の場合 1.2m 以内、歩道幅 4 m 未満の場合 0.8m 以内とする。 ・ 歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m 以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅 4 m 以上では 0.9m 以内、歩道幅 4 m 未満では 0.6m 以内のものにあつては、2.5m 以上とすることができる。 ・ 複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	・ 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ ガラス面については、建築物の高さが 10m 以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・ 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- ・ 屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

5) 土佐堀通地区

意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみ、水辺景観や建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
屋上広告物	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の、建築物の北面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
壁面広告物	・谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の、建築物の北面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。ただし、谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の、建築物の北面については、表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。 ・建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することが

	できる。 ・ 外壁面からの出幅は、30 cm以内とする。
地上広告物	・ 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・ 表示面積は、1 面につき 5 m²以内とする。 ・ 表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が 1,000 m²を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内とすることができる。 ・ 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・ 通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	・ 歩道への突出幅は、歩道幅 4 m 以上の場合 1.2m 以内、歩道幅 4 m 未満の場合 0.8m 以内とする。 ・ 歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m 以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅 4 m 以上では 0.9m 以内、歩道幅 4 m 未満では 0.6m 以内のものにあつては、2.5m 以上とすることができる。 ・ 複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	・ 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ ガラス面については、建築物の高さが 10m 以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・ 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- ・ 屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

6) 国道2号地区

意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、明度の高いものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
その他	・暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたものののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

7) 中之島地区

意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみ、水辺景観や建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
屋上広告物	・表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
壁面広告物	・表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。 ・建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 ・外壁面からの出幅は、30cm以内とする。
地上広告物	・地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・表示面積は、1面につき5㎡以内とする。 ・表示面積の合計は、10㎡以内とする。ただし、敷地面積が1,000㎡を超える場合は、敷地面積の100分の1以内とすることができる。

	・道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	・歩道への突出幅は、歩道幅4m以上の場合1.2m以内、歩道幅4m未満の場合0.8m以内とする。 ・歩道に突出する部分の下端の高さは、3m以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅4m以上では0.9m以内、歩道幅4m未満では0.6m以内のものにあつては、2.5m以上とすることができる。 ・複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	・暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。 ・点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）

景観形成上重要な役割を果している建造物や樹木を適切に保全・活用していくため、景観法第8条第2項第3号に基づき、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定に向けて取り組みます。

（１）「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定方針

次の①及び②に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意向を踏まえ「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」として、指定します。

- ① 歴史的又は文化的に価値が高いと認められたもの
- ② 地域の景観を先導し又は継承し特徴づけているもの

（２）「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定基準

本市においては、景観法施行規則第6条第1項、第2項イ及び第11条に定められる指定基準（次の①及び②）に加え、市独自に③の基準を定めています。

- ①地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- ②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること
- ③美観性、地域性、歴史・文化性、視認性が高いもののうち、特に周囲のランドマークになる等、地域の景観的影響が大きいもの

6 景観重要公共施設の整備に関する事項と占用等の許可の基準（法第8条第2項第4号ロハ）

道路、河川、公園などの公共施設は、景観の骨格を構成する重要な要素であり、その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うことにより、効果的に良好な景観を形成することが可能となります。このため、景観法第8条第2項第4号ロハに基づく「景観重要公共施設」の制度を活用し、地域のまちづくりや観光まちづくりなどと連携して、都市の歴史や文化をいかした景観形成の核となる道路や地域に親しまれる河川、都市公園などの公共施設を景観重要公共施設として指定し、良好な景観の形成に配慮した整備や管理を行うものとします。

（1）景観重要公共施設の指定方針

景観重要公共施設は、景観形成に重要な役割を果たす次の要件のいずれかを満たす施設を対象に指定します。

景観重要公共施設の指定の要件

- ①本市の景観の骨格を形成する道路、河川、公園等で、現に市のシンボルとなっており、良好な景観形成を図る上で重要な公共施設
- ②重点的に景観形成を図る地域内及びその周辺に位置する主要な道路・公園・河川等の公共施設
- ③開発動向があり、本市の景観形成に先導的役割を果たすことが見込まれる公共施設

(2) 景観重要公共施設の指定

景観重要公共施設に指定する施設は次のとおりです。

① 良好な景観の形成に重要な道路(以下、「景観重要道路」という。)

【御堂筋(阪急前交差点～難波西口交差点)】

「御堂筋」は、本市のシンボルストリートであり、イチョウ並木が市指定文化財に指定されるなど、風格のある街路となっています。国道 25 号と国道 176 号から構成される幅員 44m の道路で、阪急前から難波駅前までの間は「御堂筋」と愛称で呼ばれ、市民の方に親しまれており、大阪都心の顔としての魅力をいかす様々な取り組みが進められています。

さらに、2019（平成 31）年に策定した「御堂筋将来ビジョン」では、車中心から人中心のみちへと空間再編をめざす今後の御堂筋のあり方や公民連携したまちづくりのあり方などが示されており、段階的に側道の歩行者空間化が進められています。



御堂筋のイチョウ並木

② 良好な景観の形成に重要な河川(以下、「景観重要河川」という。)

【土佐堀川】

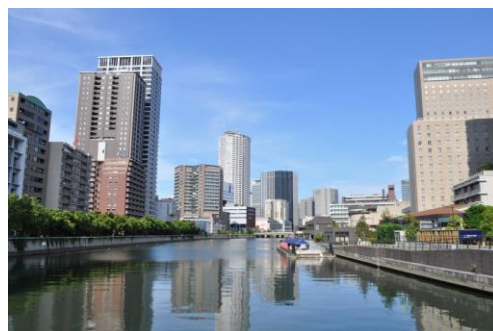
土佐堀川は中之島の南に位置する河川であり、沿川のまちなみや水辺の緑が連続的に見える象徴的な河川景観を形成しています。中之島公園や沿川の遊歩道からは親水性が確保され、市民に親まれる水辺空間となっています。



土佐堀川

【旧淀川(堂島川・大川(天満橋から船津橋まで))】

堂島川・大川は中之島の北・東に位置する河川であり、沿川の建物群や水辺の緑が連続的に見える象徴的な河川景観を形成しています。沿川の道路や遊歩道からは水面や対岸のまちなみを眺めることができ、開放的な水辺空間となっています。



旧淀川（堂島川・大川）

土佐堀川、堂島川ではクルーズ船などの舟運が整備され、また様々な取り組みにより水都大阪を象徴する水辺景観の形成が進められています。



③良好な景観の形成に重要な公園(以下、「景観重要公園」という。)

【中之島公園】

1891（明治24）年に本市の都市公園第1号として開設された中之島公園は、堂島川・大川と土佐堀川に挟まれた水都大阪の象徴ともいえる都市公園です。近年、水都大阪の再生の象徴として中之島公園の再整備が完成し、大阪の風格や魅力を高める景観資源となっています。



公園全景



（３）景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設の整備にあたって、景観上配慮すべき事項は次のとおりです。

①景観重要道路【御堂筋】の整備に関する事項

第４章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第６章に示す御堂筋地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、連続した軸的な景観要素として、また周辺地域の景観形成の基盤となる美しい道路空間を形成します。

- ・歩道・自転車通行空間の舗装、横断防止柵、防護柱、照明灯、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等のデザインは、周辺地域の景観や沿道のまちなみと調和したものとするよう努める。
- ・連続した街路樹の景観を維持し、道路緑化に努める。
- ・公共サイン等については、周辺景観に調和したデザインとするとともに、統一感のある意匠や集約化に努める。
- ・施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努める。
- ・上記によるもののほか、「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン」の対象区間はこれによるものとする。

②景観重要河川【土佐堀川、旧淀川（堂島川・大川）】の整備に関する事項

第４章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第６章に示す中之島地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、連続した軸的な景観要素として、また周辺地域の景観形成の基盤となる美しい河川空間を形成します。

- ・護岸、転落防止柵、照明灯、その他河川の付属物となる工作物の適切な整備により、良好な景観の保全・創造に努める。
- ・公共サイン等については、周辺景観に調和したデザインとするとともに、統一感のある意匠や集約化に努める。
- ・施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努める。

③景観重要公園【中之島公園】の整備に関する事項

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第6章に示す中之島地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、憩いや安らぎ、うるおいなどを感じる周辺景観と調和した美しいデザインの公園・緑地を形成します。

- ・公園内の植栽や園路、トイレやベンチなどの利便施設については、現状において周辺景観に調和したデザインとなっており、また公共サイン等については統一感のある意匠や集約化がなされている。
- ・今後もこれらの施設等の適切な維持管理により、重要文化財である大阪市中央公会堂や大阪府立図書館等の周辺の建築物と調和した良好な景観維持に努める。

※適用除外項目（共通事項）

次の整備については、上記①～③の事項は適用されません。

- (i) 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- (ii) 安全上又は緊急上やむを得ないもの
- (iii) 公共施設の日常管理・部分補修
- (iv) 地中に埋設するもの等で周辺の景観に影響を与えないもの
- (v) その他 事業コンペ（デザイン審査を行うもの）を行う場合や有識者に意見を聴取した場合

（4）景観重要公共施設の占用等の許可の基準

占用等の許可の基準は、景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために定めるものです。

①景観重要道路【御堂筋】の占用等の許可の基準

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第6章に示す御堂筋地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、連続した軸的な景観要素として、また周辺地域の景観形成の基盤となる美しい道路空間を形成します。

- ・バス停留所の上屋、電話ボックス、電線共同溝地上機器、鉄道事業及び地下街の地上占用物件（地下出入口上屋・吸気塔類等）の外観は、周辺と調和する統一感のあるものとする。
- ・基調となる色彩は、落ち着いた色彩を基本とする。
- ・上記によるもののほか、「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン」の対象区間はこれによるものとする。

②景観重要河川【土佐堀川、旧淀川(堂島川・大川)】の占用等の許可の基準

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第6章に示す中之島地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、連続した軸的な景観要素として、また周辺地域の景観形成の基盤となる美しい河川空間を形成します。

- ・河川内に新たに設ける建造物等の外観は、周辺と調和する統一感のあるものとする。
- ・基調となる色彩は、落ち着いた色彩を基本とする。

③景観重要公園【中之島公園】の占用等の許可の基準

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第6章に示す中之島地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、憩いや安らぎ、うるおいなどを感じる周辺景観と調和した美しいデザインの公園・緑地を形成します。

- ・公園内に新たに設ける店舗等の外観は、周辺と調和する統一感のあるものとする。
- ・基調となる色彩は、落ち着いた色彩を基本とする。

※適用除外項目(共通事項)

次の占用等の許可については、上記①～③の基準は適用されません。

- (i) 案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの
- (ii) 景観計画変更の施行時点で既に受けている占用等の許可の更新を行うもの
(外観の変更を生じないものに限る。ただし、同色であっても基調となる色の塗り替えを行う場合は、協議対象とする。)
- (iii) 工事等のために一時的に設置される仮囲いや足場等
- (iv) 催物等のために一時的(原則1ヶ月以内)に設置されるもの(広告物を含む。)

第7章 まちづくりなどと連携した独自の景観形成の取り組み

1 景観法による届出に係る事前協議の実施

第6章第3節に示す景観形成方針や景観形成基準に対する事業者の理解を深めるとともに、景観誘導の実効性をより高めていくため、景観法に基づく建築等の行為の届出の前に、本市と事業者の事前協議を都市景観条例に基づき実施します。

2 大規模面的整備地区での景観誘導

大規模な面的整備については、計画的かつ一体的な景観の誘導を進めるため、開発区域における良好な都市景観の形成に関する事項について事業者に検討を求めるとともに、本市と事業者との間で事前協議を行います。

(1) 計画の上流における協議の実施と事業者に対する積極的な周知

より計画の初期の段階から協議を行うことで、事業者に対し、景観計画区域の各方針や地域性の考慮などの景観上の配慮を促し、良好な都市景観の形成を図ります。

(2) 対象行為

市街地再開発や、都市再生特別地区、高度利用地区や特定街区など形態制限等を緩和して計画される大規模建築物等について本制度の対象とします。

【大規模面的整備検討書の対象行為】

- ・都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区
- ・都市計画法第8条第1項第4号の特定街区
- ・都市計画法第8条第1項第4号の2の都市再生特別地区
- ・都市計画法第12条第1項第4号の市街地再開発事業地区
- ・都市計画法第12条の5第3項の再開発等促進区を定める地区計画

ただし、「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱」に基づく協議を行う場合にはついては、この限りではありません。

(3) 専門家との連携

事前協議に際しては専門家の意見や判断を得られる仕組みを導入します。

3 協働による景観まちづくりの推進

市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進するため、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりやルールの運用を支援する他、行政を含めた幅広い関係者の協働による景観まちづくりを推進します。

(1) 地域景観づくり推進団体の認定と活動支援

地域において景観づくりに取り組み、地域景観づくり協定を作ろうとする団体を地域景観づくり推進団体として認定します。

また、認定後において、地域の個性をいかした景観の維持・継承・創造を積極的に進めることを目的とし、建築物や工作物の形態意匠、屋外広告物の設置に関する行為の制限など、地域特性や課題に応じた景観形成方針、整備基準やマナーなどについて地域独自のルールを策定する場合の活動支援として、専門家を派遣します。

【地域景観づくり推進団体の認定要件】

- ・ 地域景観づくり推進団体の活動方針や活動内容が、景観計画及び景観形成方針の内容にそっていること
- ・ 活動区域内の土地所有者や建物所有者、テナント等に対して、活動内容等を広く周知し、景観ルール策定に向けた協力が得られていること
- ・ 対象区域は都市景観の形成を図るために相当と認められる広さ及び地域的一体性を有していること

(2) 地域景観づくり協定の認定と運用支援

地域独自のルールを策定し、対象区域の土地所有者等の総数の過半を超える合意を受け、かつ、事務局体制を確保し、自主的に協定の運用ができる団体については、定めたルールを「地域景観づくり協定」として認定し、確認申請や屋外広告物の許可申請の際に、事業者に対し、地域団体との意見交換を義務付けることでルールの効果的な運用を支援します。

この際、「地域景観づくり協定」の運用支援として、協定認定後に専門家を派遣します。

【地域景観づくり協定認定後の市と推進団体の役割】

○市の役割: 認定した協定締結区域において建築行為等があった場合に、事業者に対し地域景観づくり推進団体との意見交換を義務付けます。またホームページなどにより、認定した協定内容について広く周知を行います。

○推進団体の役割: 地域景観づくり協定のルールに基づき、区域内において建築行為等を行う事業者と意見交換を行います。

【既存ルールの特認について】

既にルール等を策定済みの団体等についても、地域景観づくり推進団体の認定要件に適合し、ルール等が地域景観づくり協定の目的、認定要件に合致する場合は、団体及びルールを認定することができます。

（３）地域ルールの実効性の担保

地域ルールの運用の実績が進み、ルールについての地域での合意が更に進んだ段階で、地域ルールを法律による制度により担保することについても検討します。法制度としては景観協定、建築協定、地区計画などの他、協定の区域を重点届出区域として指定するなどが考えられます。これらは、地域景観づくり推進団体の実情に応じて適切な制度を活用します。

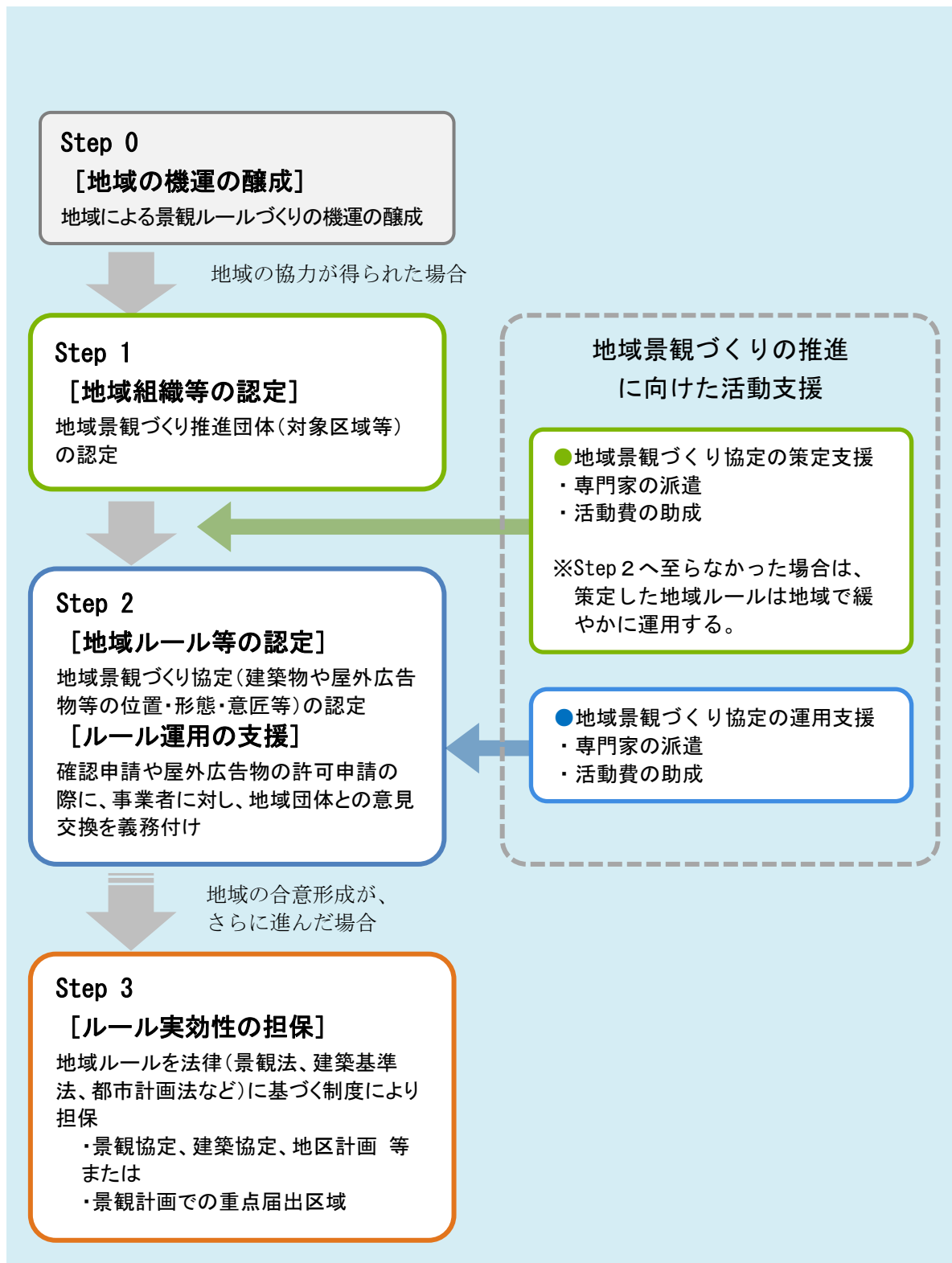
（４）景観協定制度の活用

景観協定は、一団の土地の土地所有者等（土地所有者・借地権者）の全員の合意により、ソフト面も含め地域の実情に応じたきめ細やかなルールを定めるもので、そのルールを景観法に基づき本市が認定します。

区域の土地所有者等の全員の合意による締結が求められるため、ハードルが高いものである一方、認可公告後にその土地の権利を継承した者にも効力が及ぶため、ルールの実効性が担保されます。

なお、ルールに定める事項が、例えば屋外広告物に関する基準など、建築物又は工作物の借主の権限に関わる場合には、法第 91 条の規定により、当該建築物又は工作物の借主を土地所有者等とみなします。

地域景観づくり協定制度から発展させる、あるいは併用することで、地域の個性ある景観形成を実現し、市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進します。



（５）景観協議会制度の活用

行政と観光や商業など幅広い活動団体及び公益事業者など景観形成に関わりのある関係者が協議・調整を図ることで、良好な景観形成のための取り決めや仕組みづくりを進めます。

特に、面的な開発事業等においては、行政や関係する事業者等による事業についての協議の場が設けられることが多いため、こうした場において景観的な観点からも協議・検討が行われるよう、景観協議会制度の活用を検討していきます。

4 市民や事業者による自主的な景観形成の促進

景観形成においては、行政による規制誘導や公共空間の改善だけではなく、民間の取り組みが重要となります。市民や事業者との協働による景観形成をより一層進めるため、本市では、積極的に景観に関する意識の啓発を行うことで、市民や事業者による自主的な景観形成を促進します。

（１）都市景観資源の活用

都市景観資源の登録が全区完了したのち、都市景観資源の周知を進めるために、リーフレットや各種メディアを活用した市民への啓発を推進します。

【都市景観資源の活用事例】

- ・ランドマークや近代建築物などを巡るまち歩きマップ、地域の見どころマップ等、都市景観資源を活用した魅力発信ツールを作成します。
- ・都市景観資源に係わる景観まちづくりの取り組みに関する情報発信を支援します。

（２）大阪都市景観建築賞（愛称 大阪まちなみ賞）の実施

新たに景観を形成する景観上特に優れた建物やまちなみを表彰し、美しく個性と風格があるなど、地域特性をいかした景観づくりの普及・啓発を行います。

（３）その他の啓発施策の展開

市民や事業者が身近な市街地のまちなみに目を向け、景観形成に関心を持つきっかけとなる各種啓発パンフレットの配布やイベントの開催、基礎的な知識を学習する講座等の取り組みのほか、意識啓発につながる市民の活動支援などの幅広い取り組みを支援します。

【啓発事業の事例】

- ・ 景観に関する講座の開催
- ・ 講座の参加者らによる景観に関わる主体的な活動に取り組む組織の立ち上げの支援
- ・ 上記組織の取り組みとして、身近な景観を発掘するまち歩き、見どころを巡るコースの設定やマップづくりなどの活動の支援 など

（１）大阪市都市景観委員会及びその他の専門家の活用

景観協議におけるアドバイス

【アドバイスを求める枠組み】

- ### 【専門部会に諮る事項の例】

- ## （２）景観整備機構の活動の充実

【景観整備機構の活動例】

- ・景観に関する市民や事業者の意識啓発
- ・区役所と連携した都市景観資源の具体的活用方策の検討及び実践
- ・事業者向けの景観に関するアドバイス窓口 など